

令和5年3月20日発行

## I 令和5年度介護保険施設・事業者に係る研修会等について

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、今年度と同様に資料へのホームページへの掲載及び説明動画を別途通知する予定です。

なお、令和6年度介護報酬改定に係る事業者説明会については、集合形式での実施を予定（国の改正省令等が発出されて以降の令和6年2月～3月頃）しておりますので、ご承知お祈いします。

### 【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課 電話：026-224-5094（直通）

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 電話：0263-34-3213（直通）

## II 【重要】令和5年度介護支援専門員研修の受講申込について

令和5年度の介護支援専門員研修について、ご案内します。

受講申込みについては、<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2023/03/5-2.php> をご確認ください。（長野県社会福祉協議会のホームページの最新情報（2023年3月1日）からもご確認ください。）

上記のURLから、受講の手引き、各研修の募集要項等をご確認いただき、4月10日（月）までに申込を行ってください。

※各研修はオンライン研修と集合研修を併用して実施します。オンライン環境については、各自でご用意ください。

＜介護支援専門員更新研修、専門研修、再研修について＞

インターネットから申込を行ってください。

ただし、専門研修を受講する場合、インターネット申込の他、「実務経験証明書」を郵送いただく必要があります。（様式等はホームページをご確認ください。）【4月10日消印有効】

＜主任介護支援専門員研修＞

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【4月10日消印有効】

＜主任介護支援専門員更新研修＞

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【4月10日消印有効】

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 電話：026-226-2000

## III 令和5年度認知症介護指導者養成研修について

標記研修について、認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

貴所職員の研修受講を希望する場合は、健康福祉部介護支援課まで必要書類の提出をお願いします。

○長野県認知症介護指導者養成研修に関する情報（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」  
→「認知症介護指導者養成研修」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyoshidousya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

## IV 信州ふくにん（信州福祉事業所認証・評価制度）のご案内

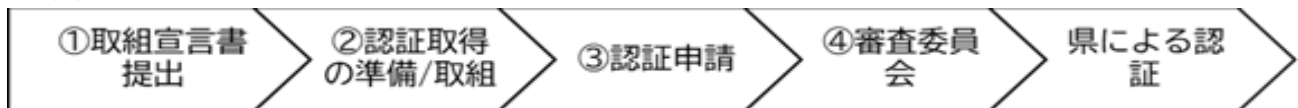
長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。（運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

### 1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJTの計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外 OFF-JT の実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※1～13 は人材育成、14～18 は職場環境に関する評価項目

### 2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

※詳細は、こちらの URL にある実施要綱等をご覧ください。

<https://fukushi-nagano.jp/officesearch/>

### 3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会（長野県委託事業）での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyō.or.jp

## V 令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出について

令和5年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合は、計画書を提出する必要がありますので、各指定権者（県、中核市、市町村・広域連合）へ提出してください。なお、県指定の事業者につきましては、令和5年4月17日（月）までに保健福祉事務所へ計画書を提出してください。

様式等は長野県ホームページに掲載しますので、ご確認ください。なお、令和5年度より処遇改善加算、特定処遇改善加算又はベースアップ加算を新規に取得又は区分を変更する場合は、令和5年3月31日（金）までに体制届を提出してください。（※計画書より先に体制届を提出する必要がありますので、ご注意ください。）

### ○長野県ホームページの掲載先とURL

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」

→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## VI【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2023 年 5 月 1 日 ～ 2023 年 5 月 31 日	2023 年 3 月 11 日 ～ 2023 年 4 月 10 日
2023 年 6 月 1 日 ～ 2023 年 6 月 30 日	2023 年 4 月 11 日 ～ 2023 年 5 月 10 日
2023 年 7 月 1 日 ～ 2023 年 7 月 31 日	2023 年 5 月 11 日 ～ 2023 年 6 月 10 日
2023 年 8 月 1 日 ～ 2023 年 8 月 31 日	2023 年 6 月 11 日 ～ 2023 年 7 月 10 日

※令和5年(2023年)3月及び令和5年(2023年)4月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

**※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新 研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp